

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取こども学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年1月28日・29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項について、改善されていない事項が多数あるので、早急に改善すること。
- ・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員について、評議員会を欠席している者及び欠席が続く者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>令和2年度は全て決議の省略となったが、今後開催の際は出席が可能なように日程を調整する。</p>
2	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>令和2年度は全て決議の省略の議事録形式となったが、開催の際は議事録作成者の氏名を記載するよう留意して作成する。</p>
3	<p>定時評議員会について、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する必要があるが、確保されていなかった。</p> <p>については、定時評議員会の開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第45条の32)</p>	<p>令和2年度は全て決議の省略となったが、令和3年6月より2週間以上の間隔を確保するように改める。</p>
4	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が</p>	<p>令和2年度は該当者がなかったが、引き続き日程調整する。</p>

	<p>続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	
5	<p>監事について、理事会を欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)</p>	<p>令和2年度は該当がなかったが、理事会他年間スケジュールを予め確認、また開催前に出席確認を行うなど引き続き調整する。</p>
6	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならないところ、1週間(中7日間)以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>については、理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に通知を発すること。</p> <p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項)</p>	<p>今年度は、計画どおりで資料も事前送付に努め、招集通知を省略したが、招集通知発出の際は適正に行う。</p> <p>令和2年度において、口頭での招集事案が1回あり口頭の記載が漏れており、今後の議事録作成時には改善する。</p>
7	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、理事長が報告していない、又は業務執行理事が報告していないなど、適正な報告がされていなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を各々が理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>令和2年度において監査時点で未実施であったため、令和3年2月17日理事会で職務の執行状況報告を行った。</p> <p>今後は報告漏れのないよう確認の上、報告する。</p>
8	<p>社会福祉事業を行うために直接必要な不動産のうち、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けている不動産について地上権又は賃借権を設定して登記していなかった。</p>	<p>賃貸物件について、事業継続に支障がでないよう、地上権又は賃借権の設定・登記を個別に取り組む。</p>

	<p>については、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>(審査基準第2の1(1))</p>	
9	<p>リース資産管理台帳が整備されていなかった。また、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するように正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第12条)</p>	<p>経理規程の改正を行い、令和2年度決算において正確な記録に努める。</p>
10	<p>事業区分間及び拠点区分間における内部貸借取引の残高で、立替金、事業未収金及び事業未払金等に含まれていたものが相殺消去されていなかった。(本部拠点区分、乳児院拠点区分、相談(教育)拠点区分、相談(人権)拠点区分)。</p> <p>については、当該残高は、貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去し、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書を作成すること。</p> <p>なお、社会福祉施設における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであるので留意すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い4、留意事項23、運営費局長通知5(2))</p>	<p>令和2年度決算より改善する。</p>
11	<p>貸借対照表について、ソフトウェアが0円になるまで減価償却されていなかった。</p> <p>については、ソフトウェア等の無形固定資産は、残存価額をゼロとして全額を減価償却すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項17(2)ウ、経理規程第55条第3項)</p>	<p>令和2年度決算で改善する。</p>
12	<p>計算書類の附属明細書の借入金明細書について、差引期末残高のうち1年以内償還予定額が貸借対照表と一致していなかった。</p>	<p>計上方法の認識不足であり、適正な作成に努める。</p>

	<p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い 26(1))</p>	
13	<p>本部拠点区分の資金収支計算書の設備資金借入金元金償還支出に、企業主導型保育園の施設整備の借入金の返済金 50,220,000 円が計上されていた。</p> <p>については、借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、支払利息を含めて借入目的に応じて、適正な拠点区分に計上すること。</p> <p>(留意事項 8)</p>	適正な拠点区分に計上する。